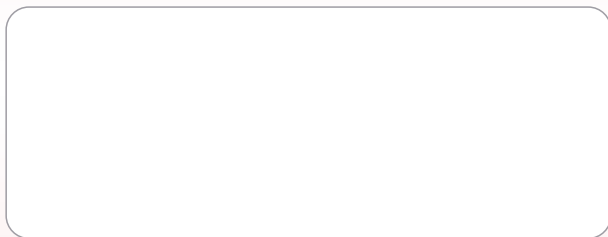


てつづ そうだん まどぐち  
手続き・相談の窓口

せいど どうふけん していとし じょうれい  
この制度は都道府県・指定都市の条例に  
もとづいて実施されています。  
てつづ そうだん  
手続き、相談は、

- し くちょうそん  
●市区町村
- ふくし じ むしよ  
●福祉事務所
- どうふけん していとし しょうがいふくし たんどう ぶしよ どう  
●都道府県・指定都市障害福祉担当部署 等

う  
で、お受けしています。



こじんじょうほう とりあつか  
個人情報<sup>の</sup>取扱い

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど じょうれい  
「心身障害者扶養共済制度条例」に基づき、都道府  
けん していとし し え かにゆうしゃ ほごしゃ しょうがい  
県・指定都市が知り得る加入者（保護者）、障害のあ  
るかたおよび年金管理者の個人情報は、本条例の定める  
りようもくてき いがい しょう  
利用目的以外に使用することはありません。



どくりつぎょうせいほうじん ふくし い りょう き ころう  
独立行政法人 福祉医療機構

(2020年4月1日作成)

\*独立行政法人福祉医療機構は、顧客情報の取扱いについて適切に保管・  
廃棄等の管理を行っており、業務を遂行するため以外には利用しません。

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど  
心身障害者扶養共済制度の  
ねんきん う  
年金を受けている  
みなさま  
皆様へ

ねんきんじゅきゆうしゃ ねんきんかんりしゃ  
年金受給者・年金管理者



しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど  
心身障害者扶養共済制度の  
てつづ など かん  
お手続き等に関する  
お知らせです

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど  
**心身障害者扶養共済制度とは？**

せい ど  
● **この制度は…**

しょうがい かた ほ ご しゃ そうご ふ じょ せいしん もと  
障害のある方の保護者の相互扶助の精神に基  
ほ ご しゃ みずか せいぞんちゆう まいつきいっていがく  
づいて、保護者が自らの生存中に毎月一定額  
かけきん のうふ ほ ご しゃ まんいちしぼう  
の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡  
しょうがい かた しゅうしんいってい ねんきん  
したときなどに、障害のある方に終身一定の年金  
しきゆう にんい かにゆう せい ど  
を支給するという任意加入の制度です。

ねんきんがく  
● **年金額は…**

- くち かにゆう ぼ あい げつがく まんえん ねんかん まんえん  
1 口加入の場合……月額 2 万円 (年間 24 万円)  
くち かにゆう ぼ あい げつがく まんえん ねんかん まんえん  
2 口加入の場合……月額 4 万円 (年間 48 万円)



ちゅうい  
**注意**

かくしゅ てつづ  
各種手続きは、  
わす ねが  
お忘れなくお願いします。

かくしゅ てつづ ねんきん かんり こんなん  
● 各種手続きや年金の管理が困難な  
ば あい ねんきんかんり しゃ してい てつづ  
場合は、「年金管理者」を指定し、手続  
など かた きょうりよく  
き等をその方にご協力いただくことも  
できます。

ねんきん かくじつ うけ と かくしゅ  
● 「年金」を確実に受取るために、各種  
てつづ かなら おこな  
手続きは、必ず行ってください。

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど  
**心身障害者扶養共済制度にかかる  
ねんきん かくじつ うけ と  
年金を確実に受取りください。**

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど しょうがい  
心身障害者扶養共済制度は、障害のあ  
かた ふ ぼう かにゆうしゃ かた  
ある方を扶養されていた加入者の方がお  
な ば あい しょうがい かた  
亡くなりになった場合などに、障害のある方  
しゅうしん ねんきん し はら にんい かにゆう  
に終身の年金が支払われるという任意加入  
せい ど  
の制度です。

ねんきん しきゆう  
年金が支給されるようになってからも、  
ねんきん つづ うけ と てつづ げんきょうとどけ  
年金を続けて受取るための手続き (現況届  
など) をとらないと、すみやかに年金をお支  
はら ば あい  
払いできない場合があります。

かにゆうしゃ かた せい ど かにゆう  
加入者の方がこの制度に加入してい  
たいし おく と てつづ  
たご意思をお汲み取りいただき、手続  
きはわす ねが  
きはお忘れのないようお願いいたします。

ねんきん かんり てつづ こんなん  
なお、年金の管理・手続きが困難に  
ば あい ねんきんかんり しゃ せい ど  
なった場合は「年金管理者」制度がありま  
すので「手続き・相談の窓口」まで、ご相談くだ  
さい。



このようなときは、すみやかに てつづ おこな お手続きを行ってください

まいとし がつ げんきょうとどけ じゅうみんひょう うつ  
**毎年5月、現況届と住民票の写しを**  
ていしゆつ  
**提出してください。**

ひつようしよるい  
**必要書類**

- ねんきんじゆきゆうけんしやげんきょうとどけしよ 年金受給権者現況届書
- じゅうみんひょう うつ がつ いこう はつごう 住民票の写し(4月以降に発行されたもの)

ちゆうい  
**ご注意**

- ていしゆつ ばあい ていしゆつ う あいだ ご提出がない場合、ご提出を受けるまでの間、  
ねんきん さ と 年金が差し止められます。

とどうふけん してい とし てつづ こと  
 都道府県・指定都市によって、手続きが異なる  
ばあい  
 場合があります。

ていしゆつ  
**提出  
 あり**

ねんきん  
**年金  
 ぞっこう  
 続行**

ていしゆつ  
**提出  
 なし**

ねんきん  
**年金  
 さしとめ  
 差止**

つぎ がいどう きかん ねんきん  
**次に該当する期間の年金は**  
しはら  
**お支払いしません。**

- ねんきんじゆきゆうしや しよざい ひとつき いじょうふ あい 年金受給者の所在が一月以上不明のとき
- ちようえきまた きんこ けい しよ けい しつごう う 懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき
- にほんこくない じゅうしよ ゆう 日本国内に住所を有しないとき

ねんきん  
**年金  
 ていし  
 停止**

○ このようなときは、すみやかに てつづ おこな お手続きを行ってください

けっこん なまえ  
結婚などでお名前が  
かわったとき

ねんきん う と  
年金を受け取っている  
きんゆう きかん へんこう  
金融機関を変更したい、  
または変更したとき

じゅうしょ  
住所がかわったとき

こうざ へんこう  
口座を変更したい、  
または変更したとき

ねんきんかんりしゃ してい  
年金管理者を指定したい、  
または変更したいとき

た ねんきんじゆきゆうしゃ  
その他(年金受給者が  
な  
亡くなったときなど)

とどうふけん してい とし てつづ こと ばあい  
\*都道府県・指定都市によって、手続きが異なる場合があります。